

北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱

制 定 昭和 6 1 年 1 2 月 1 1 日 北九経農林第 8 2 8 号
最終改正 令和 7 年 5 月 1 3 日 北九産農農第 1 7 9 号

(趣旨)

第 1 条 市長は、市内における地域農業の振興方向に沿って農林業生産の総合的な振興を図るために農林業団体等（以下「事業主体」という。）が実施する事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して北九州市補助金等交付規則（昭和 4 1 年規則第 2 7 号）（以下「規則」という。）及び北九州市農林漁業振興補助金交付規則（昭和 4 1 年規則第 6 5 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業及び補助率等)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業の種類、経費、補助率及び重要な変更は別表 1 に定めるとおりとする。

(欠格条項)

第 2 条の 2 北九州市暴力団排除条例（平成 2 2 年北九州市条例第 1 9 号）第 6 条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する補助事業者は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 暴力団員が役員となっている団体
- (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が役員となっている団体

(事業実施計画の認定申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする農林業団体等が、別表 2 に掲げる事業で実施計画書を要するものを実施しようとする場合、農業改良普及センター等の指導を得て、あらかじめ事業実施計画書を作成して市長に提出し、その認定を受けるものとする。

(事業実施計画の認定)

第 4 条 市長は、第 3 条に基づき、認定申請のあった事業実施計画が事業の採択要件を満たしているときは、認定通知書（様式第 1 号）により当該事業主体に対して計画の認定を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする事業主体は、第 4 条に基づく認定を受けた場合、補助金交付申請書（様式第 2 号）を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- 2 国又は県等に別に定めがある場合を除き、補助金の交付を受けようとする事業主体は、前項に定める補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請に係る補助事業が適切であると認め補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該事業主体に通知するものとする。

(概算払の請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた事業主体が補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(申請内容の変更の承認等)

第8条 事業主体は、補助金交付申請書の記載事項について、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ補助金変更交付申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(報告等)

第9条 事業主体が規則第13条の規定による状況報告を求められたときは、補助金の交付のあった年度の11月20日現在において事業遂行状況報告書(様式第6号)を作成し、当該年度の11月30日までに市長に提出しなければならない。ただし、第7条に定める概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

2 事業主体が別表3に定める事業に着手したときは、すみやかに事業着手報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

ただし、国・県事業の要綱等に定めがある場合で、かつ地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急やむをえない事情により交付決定前に着工する必要がある場合は、その理由を明記した交付決定前着工届(様式第8号)を市長に提出し、協議しなければならない。この場合、事業着手報告書を省略することができる。

3 事業主体が前項の事業が完了したときは、すみやかに事業完了報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

4 事業主体は事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になった場合は、すみやかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 事業主体は事業が完了したときは実績報告書(様式第10号)を20日以内に市長に提出しなければならない。

2 事業主体は前項の実績報告書を提出する場合、第5条2項ただし書に該当した事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 事業主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第11号)により速やかに報告するとともに返還しなければならない。

(関係書類の保存)

第11条 事業主体は、この補助金にかかる帳簿及び証拠書類を、当該補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(書類提出の方法等)

第12条 この要綱に基づき、事業主体が市長に提出する書類は、市長が指示する事業を除き、正副2部とし、所轄農政事務所等を経由しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 規則第22条第5号の規定に基づき、市長が指定する機械および器具は、事業により取得した価格が1件50万円以上のものとする。

(暴力団等関与の場合の交付決定取消し)

第14条 市長は、交付決定されたものが第2条の2の各号いずれかに該当することが明らかとなった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

この場合において、取消しにより申請者に損害があっても、市長はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(暴力団等関与の場合の補助金の返還)

第15条 第14条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、市長は、すでに交付されている補助金の全部又は一部について期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第16条 第3条及び第5条の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請を行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した第3条及び第5条に規定する書面等により行われたものとみなす。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

(その他)

第17条 事業主体は、この要綱に定めるところのほか、市長が別に定める要綱、要領等に従わなければならない。

付則 この要綱は、昭和61年12月11日から施行する。

付則 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成11年1月18日から施行し、改正後の北九州市農林業生産 構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成10年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成11年7月13日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成11年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成12年7月14日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成12年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成13年1月10日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成12年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成13年3月26日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成12年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成13年11月14日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成13年4月1日から適用する。

付則 この要綱は、平成14年3月13日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成13年4月1日から適用する。

- 付則 この要綱は、平成 15 年 2 月 19 日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。
- 付則 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。
- 付則 この要綱は、平成 15 年 5 月 19 日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。
- 付則 この要綱は、平成 15 年 7 月 10 日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。
- 付則 この要綱は、平成 16 年 7 月 15 日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
- 付則 この要綱は、平成 16 年 9 月 1 日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
- 付則 この要綱は、平成 16 年 12 月 16 日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
- 付則 この要綱は、平成 17 年 3 月 10 日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
- 付則 この要綱は、平成 17 年 6 月 30 日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
- 付則 この要綱は、平成 17 年 12 月 21 日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成 17 年 12 月 21 日から適用する。
- 付則 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 付則 この要綱は、平成 19 年 2 月 2 日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 付則 この要綱は、平成 19 年 6 月 20 日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 付則 この要綱は、平成 19 年 8 月 22 日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成 19 年 6 月 27 日から適用する。
- 付則 この要綱は、平成 19 年 11 月 28 日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成 19 年 10 月 9 日から適用する。
- 付則 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
- 付則 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業

費等補助金交付要綱の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付則 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

付則 この要綱は、平成 22 年 6 月 15 日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成 22 年 6 月 15 日から適用する。

付則 この要綱は、平成 22 年 11 月 1 日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成 22 年 11 月 1 日から適用する。

付則 この要綱は、平成 22 年 12 月 7 日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成 22 年 12 月 7 日から適用する。

付則 この要綱は、平成 22 年 12 月 22 日から施行する。

付則 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この要綱は、平成 23 年 10 月 17 日から施行する。

付則 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

付則 この要綱は、平成 24 年 10 月 29 日から施行する。

付則 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この要綱は、平成 25 年 8 月 8 日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成 25 年 7 月 1 日から適用する。

付則 この要綱は、平成 26 年 6 月 26 日から施行する。

付則 この要綱は、平成 26 年 7 月 15 日から施行する。

付則 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この要綱は、平成 27 年 8 月 3 日から施行する。

付則 この要綱は、平成 27 年 11 月 11 日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成 27 年 6 月 16 日から適用する。

付則 この要綱は、平成 29 年 8 月 3 日から施行し、改正後の北九州市農林業生産構造特別対策事業費等補助金交付要綱の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付則 この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

付則 この要綱は、平成 29 年 12 月 8 日から施行する。

付則 この要綱は、平成 30年 3月 1日から施行する。

付則 この要綱は、平成 31年 2月 12日から施行し、この要綱の施行をもって北九州市機構集積協力金事業費補助金交付要綱（平成 27年 6月 29日付け北九産農農第 243号）を廃止する。

付則 この要綱は、平成 31年 3月 29日から施行する。

付則 この要綱は、令和 元年 7月 1日から施行する。

付則 この要綱は、令和 元年 9月 6日から施行する。

付則 この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

付則 この要綱は、令和 2年 6月 30日から施行する。

付則 この要綱は、令和 2年 11月 4日から施行する。

付則 この要綱は、令和 2年 11月 18日から施行する。

付則 この要綱は、令和 4年 1月 27日から施行する。

付則 この要綱は、令和 4年 3月 1日から施行する。

付則 この要綱は、令和 4年 9月 9日から施行する。

付則 この要綱は、令和 5年 3月 10日から施行する。

付則 この要綱は、令和 5年 3月 10日から施行する。

付則 この要綱は、令和 6年 3月 27日から施行する。

付則 この要綱は、令和 6年 4月 6日から施行する。

付則 この要綱は、令和 6年 4月 9日から施行する。

付則 この要綱は、令和 6年 11月 13日から施行する。

付則 この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

付則 この要綱は、令和 7年 5月 13日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）			
事業名及びその概要	補助対象	補助率	重要な変更
林 2 林業担い手育成対策事業			
(1) 林業退職金共済補助 林業従事者の雇用条件の改善を図るため、林業退職金共済掛金に要する経費	共済掛金	1/10以内 (ただし282千円以下) 市	
(2) 林業事業者担い手育成補助 森林の管理・育成を担う林業担い手確保につながる研修受講、資格取得に要する経費	研修受講、資格取得等に係る受講料や旅費等の経費	10/10以内 (ただし従業員等 1 人につき50千円以下で、計500千円以下) 市	
(3) 効率的な林業支援事業 効率的な林業の実施、円滑に働ける職場づくりのための機材等購入に要する経費	林業に関する調査、伐採等の作業の効率化、身体への負担軽減等に資する機材等の購入経費	1/2以内 (ただし500千円以下) 市	